|  |
| --- |
| **平成３０年度（２０１８年度）**  **社会福祉法人　いなほ福祉会**  **放課後等デイサービス事業所　第２通園くじら　事業計画書** |

１、事業の目的・方針

発達につまずきのある障害を持つ、主に学童期の児童（１８歳未満）とその家族に対して、通園の方法をとり、学校・家庭に次ぐ第３の場として、放課後や長期休みに豊かで充実した日中活動を保障し、友だちと共にする遊びの中で、集団生活を楽しめるよう適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障する。

２、利用定員

定員　１０名　　　利用登録者　１８名

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 定数 | 現員 |
| 管理者 | １名 | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者 | １名 | １名（兼務） |
| 保育士及び児童指導員 | ２名 | ２名（常勤・専従）  １名（非常勤・専従） |
| 指導員 |  | ２名（非常勤・専従） |
| **合　　計** | ４名 | ７名 |

４、営業日及び営業時間

1. 営業日

　　　月曜日から金曜日・第１土曜日・第３土曜日とする。

　　　（ただし、国民の祝日、年末年始・夏季休みを除く）

1. 営業時間

　　　　月曜日　早帰り 12：30～17：00

　　　　　　　　遅帰り 15：15～17：00

　　　　火曜日　　　　 15：15～17：00

　　　　水曜日　　　　 14：40～17-：00

　　　　木曜日　　　　 14：40～17：00

　　　　金曜日　早帰り 12：30～17：00

　　　　　　　　遅帰り 15：15～17：00

　長期休暇中活動及び土曜活動、休校日

　　　　　　　　　　　 9：30～16：00

　ただし、上記以外、学校の下校時刻の変更があった場合には、下校時刻より１７時までを活動時刻とする。

５、今年度の重点方針

＜和歌山県新宮東牟婁と三重県南郡の放課後等デイサービス事業所の現状と課題＞

平成１６年に第２通園くじらが開所した当初は、学童期の障害児が放課後の時間帯に通う場所は２か所しかなく、そこを利用していない子どもたちは家庭で過ごす以外に方法がなかった。家庭では飛び出しをしたり水にふけったり等、豊かに放課後を過ごすことが難しく、全国的にも放課後等デイサービス（当時は児童デイサービス）のニーズが高まってきた。

ニーズの高まりとともに、新宮東牟婁圏域には多くの事業所ができ、現在は下記のような状況となっている。

放課後デイサービス事業所の現状

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 和歌山県側 | | | | | | 三重県側 | |
| 事業所名 | 第２くじら | すみれ | 虹 | ふわり | そら | かのん | ひかり | くぷくぷ |
| 所在市町 | 新宮市 | 新宮市 | 新宮市 | 串本町 | 新宮市 | 那智勝浦町 | 熊野市 | 熊野市 |
| 定員 | １０人 | １０人 | ２０人 | １０人 | １０人 | １０人 | １０人 | １０人 |
| 母体 | いなほ社福 | なぎのき社福 | みくまの社福 | 事業団 | みくまの社福 | 事業団 | ひかり社福 | NPO |
| 備考 |  |  |  |  | ３０年４月開所 | |  | ２９年  ４月開所 |

上記の表のように新宮東牟婁圏域では、現在第２通園くじらを含め４か所の放課後等デイサービス事業所があり、さらに平成３０年４月には新たに２か所の事業所が開設されることとなった。一方、三重県御浜町・紀宝町には１か所もなく、これまでも通園めだかにて相談支援を行う中で育ちに困難さをもつ子どもたちが、地域の学童保育や和歌山県側の事業所にも断られる状況が続いていた。

現在、和歌山県側ではみくまの支援学校に通う約６割の子どもたちが放課後等デイサービスを利用し、複数の事業所を受給日数２３日毎日利用している中、三重県南牟婁郡の子どもたちは熊野市まで連れて行かなくてはいけないという状況である。

＜三重県への第２通園くじらの移転を進める＞

和歌山県に新規の事業所が２か所開設されることとなり、三重県側との格差はさらに広がることとなり、通園の管理者会議の中では三重県側の子どもの受け皿の必要性を強く感じ、三重県への移転の計画を進める方向で保護者・法人・他の事業所等への説明を始めている。平成３０年度は１８名の登録者がおり、特に重度の子どもたちが大半を占める中、環境の変化でしんどくなる子どもも予想されるので、移転の際にはこれまで以上に十分な配慮を行い、子ども一人一人に目を向けながら活動の場を移行していく。また、送迎の保障等、柔軟な対応にて、保護者と子どもの不安や負担を最小限にできるよう工夫し、円滑に移転が行えるよう計画を進めていく。

〈発達保障〉

1. リラックスできる場の提供

学校・家庭につぐ第３の場として、心身ともにリラックスし自己表現ができる場として機能していく。

1. 生活年齢を尊重する

発達年齢に即した配慮をしながらも、生活年齢を重視して一人ひとりの　人格を尊重し、年齢に応じた当たり前の生活経験ができるよう取り組む。

1. 仲間との活動を通して生活習慣や社会性を育む

あそびや集団活動を通して、必然的に基本的な生活習慣や、生活をしていくための手段的日常生活動作の力を育むため、意識して取り組む。友だちと活動する中で、社会で生きていくための必要な社会性を育む

1. 友だちと共に様々な経験をする

友だちと共に楽しい活動をすることを最優先にしながら地域に積極的に参加し、社会的マナーを友だちと共に身に着ける

＜保護者支援＞

1. 子育てに関する不安や悩み等の相談に応じる

ライフステージに応じて身心共に変化が大きい子どもを育てる悩み等、相談に応じていく

1. 家庭の子育て力を育む

毎日の活動を通して、保護者の思いに寄り添い支えていく。必要な時には、障害特性に応じ関わり方や適切な地域資源の利用を勧める等、子育てをサポートしていく。

1. 保護者自身の時間を保障する

心身共に健全で前向きに子育てできるよう、長期休暇や土曜日に一日活動を行い、保護者自信が自分の時間を持てるよう保証する。

1. 学習会の開催

思春期の子どもの理解と性に関する学習会を開催し、多感な時期の子供たちへの接し方を職員と共に学習し合う。

1. 保護者懇談会の開催

年に2回の保護者懇談会を開催し、保護者の要望や困りごと等を出し合える機会とし、保護者集団つくりの場としても活用する。保護者からあがった声等を活動に反映していく。

＜地域支援＞

1. みくまの支援学校や市町の小学校、圏域内の放課後等デイサービス、居宅介護事業所等と連携を密にし、子どもの置かれている状況や困難さについて情報共有し、よりよいサポートができるよう協働し合う。
2. 子どもが将来にわたって、のびのびと地域で生活できるよう地域の課題にも目を向け、関係者と共に連携できる場を作っていく。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

【放課後活動】

はじまりの会→おやつ→活動（散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関でのおでかけ・季節の行事等）→おわりの会

【長期休暇活動】

自由遊び→はじまりの会→活動→給食または弁当→活動→おやつ→おわりの会

（活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関へのおでかけ・季節の行事の他、地域イベントへの参加。長期休暇中に１回イベントとしてのピクニックやボーリング場、映画館、カラオケなど特別なおでかけ）

1. 保育・療育支援

ゆったりとした中にも、散歩・クッキング・買い物・集団ゲーム・絵画等、目的をもったメリハリのある活動で、年齢にあった活動を行います。

（３）懇談会の開催

前期後期の2回の保護者懇談会を行います。

（４）その他必要な援助

地域連携

地域のケース検討会議に資料を提出し、出席します。

送迎サービス

那智勝浦町内と新宮市内、週２回の下里地区の範囲で、要望のある家庭に、保育士及び指導員が送迎を行います。子どもの状態に応じて、送迎する事が危険と判断した際には、保護者に迎えに来て頂く等、安全を優先して臨機応変に対応します。

おやつサービス

一食につき１００円を負担して頂きます。

給食サービス

一食につき３００円を負担して頂きます。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・サービス提供記録・個別支援計画・期のまとめを行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。　 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練の実施 （　1年に12 回 ）

・消防設備等の点検（　1年に 2 回 ）

・消防設備自主点検（　1 年 12回 ）

・防犯訓練（1年2回）

・救命救急講習(1年1回)

１０、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　保田　央

　　　苦情解決担当者（受付）　藪根　知明

　　　第 三 者 委 員 　　 那智勝浦町役場　福祉課　福祉厚生係

１２、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月 4 回）

　　　個別支援会議 （随時）

（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　 発達の学習・障害についての理解・就園/就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１３、事務・財務管理

1. 会計処理の適正化をはかります
2. 請求事務の効率化・適正化をはかります
3. 経費の省力化をはかります

１４、その他の業務

1. 和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います
2. 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます
3. 地域との協力につとめます

　年間行事計画

春：春季休暇の一日おでかけ／保護者懇談会

夏：中高生夏の取り組み／

秋：保護者懇談会

冬：クリスマス会／卒業おめでとう会